

平成 23 年度介護保険料

介護保険料を納付書または口座振替で納付する方には7月中旬に納入通知書をお送りしています。介護保険料が年金から引き落としになる方には、8月中旬に特別徴収開始通知書をお送りします。通知書に記載されている金額などをご確認ください。

1 介護保険料段階別年額

各個人ごとの保険料の額は、住民税の課税状況や所得金額により、下表のとおり6段階に分かれています。

▼ 介護保険料段階別年額一覧

段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	19,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	28,700円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方	38,200円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	47,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	57,300円



2 東日本大震災で被災したことによる減免

先の震災により被災された方に対し、次のような保険料の減免制度があります。

◆ 被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合

- ◇ 全壊の場合 全額減免
- ◇ 半壊（大規模半壊を含む）の場合 2分の1減免

◆ 震災により事業収入などが減少した場合

東日本大震災による被害を受けたことにより、事業収入などの減少額が見込まれ、その減少額が前年の10分の3以上ある場合（保険金、損害賠償金などで補てんされる金額は除く。）は、申請により減免される場合があります。なお、詳しい内容や手続き方法は、税務課課税グループまでお問い合わせください。

3 介護保険料の納付方法

支給される年金額などにより、納付方法が変わります。

◆ 年金からの引き落としによる納付

年金からの引き落としの対象となる方には、8月中旬に「特別徴収開始通知書」を送付します。

※ 7月中旬に納入通知書が届き、8月中旬に特別徴収開始通知書が届いた方は、7月・8月・9月分は納付書または口座振替による納付となり、10月・12月・2月は年金からの引き落としによる納付となります。

◆ 納付書または口座振替による納付

年金からの引き落とし以外の場合は、納付書または口座振替による納付となります。

納めていただく保険料は、後期高齢者医療保険事業、三春町の介護保険事業を運営するために必要な大切な財源です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



▼ 問 総務課 企画情報グループ
02-8125

平成22年度、情報公開請求は4件ありましたが、不服申し立てはありませんでした。審査会は、2月に開催し、22年度の情報公開の請求状況について、町から報告がありました。また、情報公開審査会の委員の皆さんには、実施機関が所有している個人情報の開示決定などに不服申し立てがあったときに開催される、個人情報保護審査会の委員もあわせてお願いしています。

今月は、三春町情報公開審査会を紹介いたします。三春町情報公開審査会（川又暉之会長）は、4名で構成されています。審査会は、皆さんから情報公開の請求があり、その決定内容に不服申し立てがあったときに、開催されます。審査会では、実施機関が決定した内容が妥当なものかどうかを調査・審議し、その結果を実施機関に対して答申します。また、答申書の写しを不服申し立ての人に送付するとともに、その内容を公表します。

「町の附属機関を紹介いたします」②
情報公開審査会